

## 令和4年度第2回定期理事会及び経営審議会議事録

理事会及び経営審議会（以下「理事会等」という。）への上程があったものとみなされる日

令和4年12月15日

理事会等の決議があったものとみなされる日

令和4年12月23日

理事会等の決議があったものとみなされた事項の提案者

理事長 藤澤 毅

理事会等の決議があったものとみなされた事項

第1号議案 尾道市立大学学則の一部改正について

第2号議案 尾道市立大学教養教育センター規程の制定について

第3号議案 尾道市立大学質保証委員会規程の制定について

第4号議案 公立大学法人尾道市立大学教職員の育児、介護休業等に関する規程の一部改正について

第5号議案 公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程の一部改正について

第6号議案 公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程の一部改正について

第7号議案 令和4年度第1次補正予算について

議事録の作成に係る職務を行った役員

理事長 藤澤 毅

議決権を有する理事及び委員（以下「理事等」という。）の数 8名

同意した理事等の総数 8名

第1号議案 尾道市立大学学則の一部改正について

尾道市立大学学則の一部改正については、別添（案）のとおりである。

第2号議案 尾道市立大学教養教育センター規程の制定について

尾道市立大学教養教育センター規程の制定については、別添（案）のとおりである。

第3号議案 尾道市立大学質保証委員会規程の制定について

尾道市立大学質保証委員会規程の制定については、別添（案）のとおりである。

第4号議案 公立大学法人尾道市立大学教職員の育児、介護休業等に関する規程の一部改正について

公立大学法人尾道市立大学教職員の育児、介護休業等に関する規程の一部改正については、別添（案）のとおりである。

第5号議案 公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程の一部改正について

公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程の一部改正については、別添（案）のとおりである。

第6号議案 公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程の一部改正について

公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程の一部改正については、別添（案）のとおりである。

第7号議案 令和4年度第1次補正予算について

令和4年度第1次補正予算については、別添（案）のとおりである。

令和4年12月15日、理事長藤澤毅が理事等に対して、上記のとおり第1号議案尾道市立大学学則の一部改正について、第2号議案尾道市立大学教養教育センター規程の制定について、第3号議案尾道市立大学質保証委員会規程の制定について、第4号議案公立大学法人尾道市立大学教職員の育児、介護休業等に関する規程の一部改正について、第5号議案公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程の一部改正について、第6号議案公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程の一部改正について、第7号議案令和4年度第1次補正予算についての提案書を発し、当該提案につき令和4年12月23日までに理事等から書面により同意の意思表示を得たので、定款第16条第3号、4号及び6号並びに第20条第1項第3号、4号及び5号に規定する審議事項について、当該提案を承認可決する旨の理事会等の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、理事会等への上程及び理事会等の決議があったものとみなされた事項を明らかにするため、この議事録を作成し、議事録の作成に係る職務を行った役員が次に記名押印する。

令和4年12月23日

広島県尾道市久山田町1600番地2

公立大学法人尾道市立大学 理事会及び経営審議会

議長 藤澤 毅

